



■開発事業に伴う駐車施設の設置基準

【緩和の条件】
原則となる設置基準の台数と、事業者が計画する台数との差に駐車施設の区画(2.3m×5.0m)を掛け合わせた面積のうち2分の1以上を緑地、プレイロット、二輪用駐車施設等の施設にすること

■駐車台数

304台[戸数×100%]－200台[戸数×65%]=104台

■緩和面積算定

104台×2.3m×5.0m÷2=598㎡
※598㎡を緑地、プレイロット等にする必要があります。

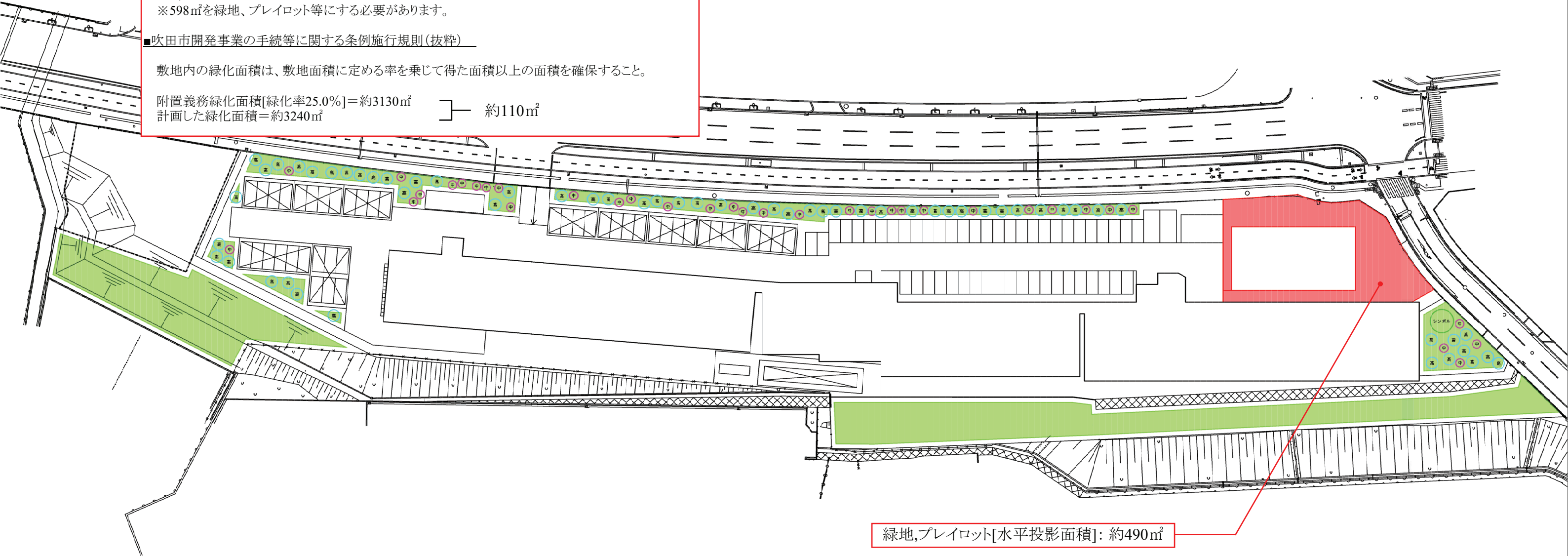
■吹田市開発事業の手続等に関する条例施行規則(抜粋)

敷地内の緑化面積は、敷地面積に定める率を乗じて得た面積以上の面積を確保すること。

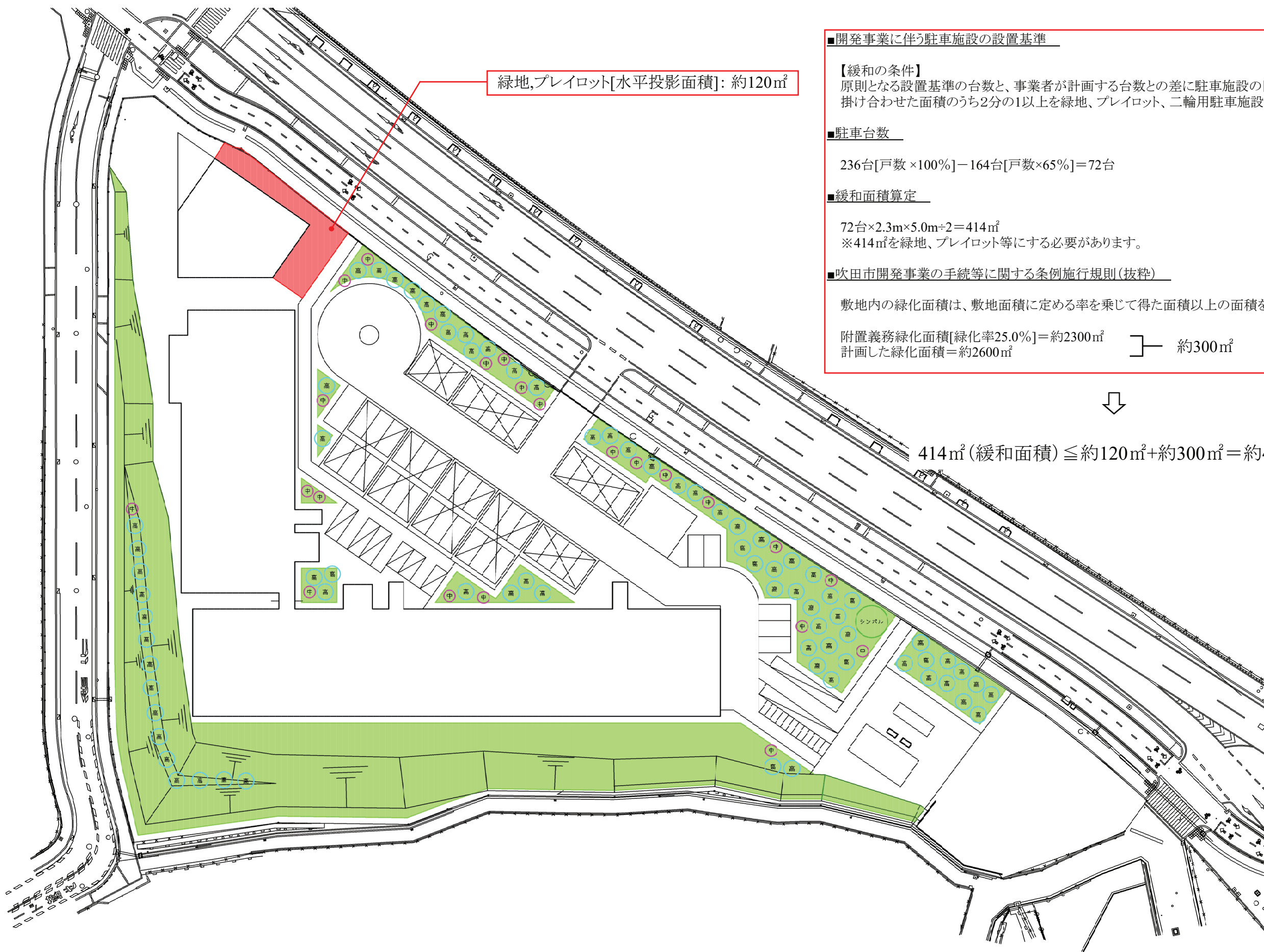
附置義務緑化面積[緑化率25.0%]=約3130㎡
計画した緑化面積=約3240㎡

約110㎡

⇒ 598㎡(緩和面積) ≤ 約490㎡+約110㎡=約600㎡



緑地,プレイロット[水平投影面積]: 約490㎡



■開発事業に伴う駐車施設の設置基準

【緩和の条件】
原則となる設置基準の台数と、事業者が計画する台数との差に駐車施設の区画(2.3m×5.0m)を掛け合わせた面積のうち2分の1以上を緑地、プレイロット、二輪用駐車施設等の施設にすること

■駐車台数

236台[戸数×100%]－164台[戸数×65%]=72台

■緩和面積算定

72台×2.3m×5.0m÷2=414㎡
※414㎡を緑地、プレイロット等にする必要があります。

■吹田市開発事業の手続等に関する条例施行規則(抜粋)

敷地内の緑化面積は、敷地面積に定める率を乗じて得た面積以上の面積を確保すること。

附置義務緑化面積[緑化率25.0%]=約2300㎡
計画した緑化面積=約2600㎡



414㎡(緩和面積) ≧ 約120㎡+約300㎡=約420㎡